




空欄のままに
してください「代表者」または
「使用責任者」
の記名押印

市有財産賃貸借契約書

令和 年 月 日

【貸付人(以下「甲」という。)】 和歌山県紀の川市338番地 紀の川市長 岸本 健 	【借受人(以下「乙」という。)】 (団体名) ○○バレーボールチーム 代表者/使用責任者 (住所) 紀の川市西大井…… (氏名) 団長 紀の川 太郎  
--	--

甲と乙とは、次の条項により市有財産について賃貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 貸付物件及び諸条件は、次のとおりとする。

貸付施設名	鞆渕小中学校 体育館		
使用目的	バレーボール練習		
使用年月日	令和8年 4月 7日(火)・14日(火)・21日(火)・28日(火) 日()・ 日()・ 日()・ 日()・ 日()		
使用時間	午後6時 0分 から 午後9時 0分まで		
用具利用の有無	(有の場合は用具名)バレーボール用ネット、ポール		
貸付料		使用人数	15人

空欄のままに
してください

第2条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸してはならない。

第3条 乙は、貸付物件が災害その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を甲に届け出て甲の指示を受けなければならない。

第4条 甲は、貸付物件を公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、本契約を解除することができる。

第5条 乙は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

第6条 乙は、第1条に規定する貸付期間が満了したとき又は本契約が解除されたときは、直ちに貸付物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、貸付物件を現状において返還することを甲が認めた場合は、この限りでない。

第7条 本契約に関し疑義があるときは、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

第8条 甲及び乙は、信義誠実をもって本契約を履行しなければならない。

第9条 乙は、貸付物件の利用にあたって、別紙に定める指示事項を遵守すること。

(別紙)

指示事項

1. 貸付施設の使用にあたっては施設の火災の予防に万全を資すること。なお施設敷地内での喫煙を禁止する。
2. 第1条に定める使用時間には、使用前の準備及び使用後に現状に復するために要する時間も含むものとする。
3. 第1条に記載のない施設及び設備を使用しないこと。
4. 貸付施設及び設備を棄損、紛失等した場合は、損害額を弁償するものとする。
5. 紀の川市に大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表された場合、施設の使用を原則中止とする。
6. 甲は貸付施設を現状有姿で貸し付けるものとする。
7. 原則として使用料は前納するものとする。また既納の使用料は還付しない。
8. その他の指示事項は個別指示のとおりとする。